

福島市告示第102号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、下記の者を指定納付受託者に指定したので、地方自治法第231条の2の3第2項の規定に基づき、告示します。

令和8年4月1日

福島市長 馬場雄基

記

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
別紙のとおり
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
市県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、後期高齢者医療保険料、幼稚園授業料、市立認定こども園利用者負担金、幼稚園預かり保育料、公立保育所副食費、市立認定こども園副食費、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、産業交流プラザ使用料
- 3 指定納付受託者に歳入を納入させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 当該指定をした日
令和8年3月30日

別紙

	名称	所在地
1	PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
2	イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目1番地